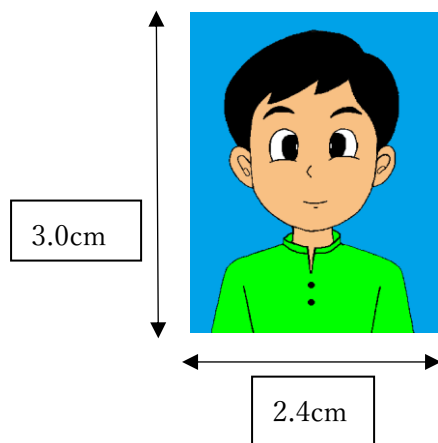


## 適切な写真の具体例



- 社会通念上、個人識別が容易にできるもの
- 申請前6カ月以内に撮影したもの
- 縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cm
- 無帽
- 正面
- 上三分身(おおむね胸より上が写っているもの)
- 無背景

※ 病気、宗教上の理由等の特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

## 石川県警察における免許用写真の基準

### 1 適正な写真の具体例

- (1) 「無帽」（頭髪に係るものを含む。）について
  - ア ヘアーバンドの使用は、その形態によるが、一般的にはそのことをもって個人識別に支障があるとは考えられないことから許容できる。
  - イ スカーフ等の使用は、（病気等で髪が抜けているなど）やむを得ない事情により使用している場合は許容できる。
  - ウ かつらを使用している者や髷を結っている者など、それがその者の日常生活の形姿である場合は許容できる。
  - エ 宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別できる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合は容認できる。
- (2) 「正面」について  
ほぼ正面に近い状態であって、個人識別が容易にできるものであれば許容できる。
- (3) 「上三分身」について  
顔のみのものや上半身のものは、様式に著しく合致しないことから許容できない。
- (4) 「無背景」について
  - ア 無背景であっても、背景の色が極端な原色（赤、黒等）のものなど、背景の色がきつく、個人識別が容易でないものについては許容できない。
  - イ 無背景であっても、着衣、肌や頭髪と同化して個人識別が容易でないものについては許容できない。
- (5) 顔の表情等
  - ア 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じていたりして個人識別が容易でないものは許容できないが、微笑んでいるものであっても個人識別が容易にできる場合は許容できる。
  - イ 整形手術等により、現在の容姿と著しく相違するものは許容できない。
  - ウ ピアス、イヤリング等の装飾品は、その形態にもよるが、一般的には個人識別に支障はないと考えられ許容できる。
- (6) 眼鏡等の使用について
  - ア 眼鏡（視力の矯正を目的としないものを含む。）を使用している者については、眼鏡条件がない場合でも、その者がそれを日常生活の形姿としているときには、許容できる。
  - イ サングラスを使用している者については、病気や負傷等による必要のために使用している場合には、色、形状等によって個人識別が容易でないときを除き、許容できる。

なお、サングラスの色、形状等により、個人識別に何ら影響を与えない場合には、病気等のない者についても許容できる。

ウ 目の色や大きさが変わるカラーコンタクトレンズ、サークルレンズ等を装着して撮影した写真については許容できない。

## 2 持参した免許証用写真の留意点

持参写真で運転免許証及び運転経歴証明書（以下「運転免許証等」という。）を作成した後、写真の画質が低下したことにより運転免許証等の写真で個人識別が容易でないものとなった場合は、直接撮影機により作成を行うか、別の写真の提出を求める場合があります。